

会 議 録（要 旨）

| | |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 名 | 令和2年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会 |
| 開 催 日 時 | 令和3年1月21日（木） 午後1時30分から午後2時40分まで |
| 開 催 場 所 | 委員会室（市役所5階） |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者 | 出席者：被保険者代表 清水 彩子、比留間 英世、前田 善信、柳下 一美 保険医代表 三條 治、永島 剛 公益代表 遠藤 政雄、岡本 皓夫、宮崎 文永、渡邊 一雄 被用者保険等保険者代表 笠原 淳子 欠席者：保険医代表 亀井 隆雄、吉野 保江 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（国民健康保険係） |
| 報 告 事 項 | なし |
| 議 題 | (1) 諮問事項の検討について 「国保財政健全化計画について」 (2) その他 |
| 配 布 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 国保財政健全化計画について ・ 資料2 国保税改定試算表 ・ 資料3 モデルケース別影響額 ・ 資料4 武蔵村山市国民健康保険運営協議会委員名簿 ・ 資料5 国民健康保険運営協議会に関する関係法令の抜粋 ・ 資料6 武蔵村山市国民健康保険第二期データヘルス計画～中間評価～ ・ 資料7 武蔵村山市国民健康保険第二期データヘルス計画【概要版】 |
| 結 論 <small>（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）</small> | 議題(1)： 国保財政健全化計画変更案について、資料1における変更案3とする。次回の会議は書面開催とし、事務局が送付する答申案を確認の上、意見等を踏まえ本協議会の答申を決定する。また、字句、数字その他の修正については会長に委任する。 議題(2)： なし |
| 審 議 経 過 <small>（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）</small> | 開会 （会長） 定刻となったので、令和2年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は11名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。次に、傍聴の許可について、事務局から報告をお願いします。 （保険年金課長） 本日の会議について、2名の方から傍聴の申請があり、会長においてこれを許可したので、報告する。 （会長） 次に、会議録署名委員の指名について、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として比留間委員、保険医代表として永島委員、公益代表として遠藤委員を指名する。 議題(1) 諮問事項の検討について 「国保財政健全化計画について」 【事務局説明要綱】 （保険年金課長） 資料1から資料3に沿い、令和3年度国保事業費納付金及び標準保険税率算定結果や国の経済状況、本市の国民健康保険における基本的事項の状況、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免及び徴収猶予状況、税率改定案及 |

び試算表、モデルケース別影響額について説明を行った。

【質疑・意見等】

(会長)

説明について質疑等はあるか。

(委員)

資料1の6頁に示されている収納率の比較について、収納率が下がらなかった要因をどのようにみているのか。

(保険年金課長)

令和元年中に一定の収入があり、何らかの事情で国民健康保険を取得した被保険者がいたとみている。

(委員)

資料1の8頁に示されている新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免実績において、所得300万円以下の世帯の申請が集中しているが、この状況をどのようにとらえているのか。

(保険年金課長)

所得に関係なく申請をいただいているが、約70%が所得100万円以下及び所得300万円以下の世帯である。

(委員)

滞納が多い所得階層はどのあたりの層なのか。

(保険年金課長)

昨年3月に提出した予算特別委員会における資料の国民健康保険税滞納世帯の所得状況について、所得300万円以下の世帯数は滞納世帯の88.2%を占めている。また、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免は令和2年度までとなっているが、減免制度の継続の要望を東京都に要請している。納税が困難な世帯には、今後も納税相談により対応する。

(委員)

資料1の9頁に示されている変更案3について、解消終期年度を延長した場合、何らかのペナルティはあるのか。

(保険年金課長)

今のところ計画を延長することにより、国の保険者努力支援制度交付金が減額されるといったペナルティはない。しかし、後から加点及び減点の評価基準が設けられる可能性がある。

(委員)

これまで滞納が多いとされた所得300万円以下の世帯に関して、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免によって滞納が減ったというようなことも考えられるのか。

(収納課長)

減免された被保険者が従前どういった納税状況であったかは把握していないため直結しているかは分かりかねるが、多摩26市の収納率を見ると概ね昨年度より良くなっているため、統一的な要因がある可能性があり、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免も要因の一つなのではないかと考える。

(委員)

被保険者の所得状況に変動がある中でも、きめ細かく対応することで収納率に良い影響が出る良い事例だと考える。滞納世帯の議会に用いた資料を運営協議会委員に参考資料として配布していただきたい。

(収納課長)

令和2年度の決算特別委員会からは該当の議会資料を作成していない。先程、保険年金課長が示した国民健康保険税滞納世帯の所得状況の数値は、令和2年度の予算特別委員会の資料の数値である。

(委員)

では当該資料を配布することは可能か。

(収納課長)

所得がわからない被保険者を除いた状態の数値で算出していた資料であり、実態と異なる数値になってしまうことから令和2年度から作成しなくなったという経緯があるため、配布する予定はない。

(委員)

他の自治体でも計画の見直しをしているところはあるのか。立川市の国保運営協議会では税率改定をしないという決定をしたと聞いているが、こういった動きを含め何かつかんでいる情報はあるか。

(保険年金課長)

他市においての状況は把握していない。立川市の答申の方向性が税率改定をしないという内容であることは把握しているが、その後の決定については不明である。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは、事務局から示された国保財政健全化計画の変更案について、委員の皆様から御意見を頂戴したい。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、今後国民健康保険をどのように運営していくかは重要な課題と認識している。市では新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯を対象に国民健康保険税の減免制度を創設していただき、約100世帯もの減免申請があったとのことで、非常に国民健康保険の被保険者が経済的に厳しい状況にあることが伺える。私も近所の方などから伺った限りでは、必要な医療を受けるのであればそれに見合うだけの国保税を納めないといけませんが、外出自粛や仕事が減ったことなどから、支払うことが厳しいとの声を聞いている。当然、国民健康保険だけが厳しいわけではなく、当然子育てなどの施策を幅広く実施している一般会計でも市税収入を確保することが困難であり、予算を組めるのか不安である。国民健康保険への繰入金を計画どおり削減する必要があることは認識しているが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を鑑みれば、国民健康保険の被保険者は低所得者や年金生活者など社会的弱者が多いため、果たして計画どおりに繰入金を削減することで、国民健康保険税収入を確保できるのか不安視している。そこで、計画の変更ができるのであれば、1年間は様子見をさせていたければ大変助かるため変更案3でお願いします。

(委員)

変更案3を希望する。しかし、解消終期年度を1年先送りすることはやむを得ないことと考えるが、今後も先送りされることを懸念している。

(委員)

事務局の方から説明あったが、国保財政健全化計画について、計画どおりに一般会計からの繰入金を削減できており、また、新型コロナウイルス感染症の影響も鑑みると計画について見直すべき必要があると考える。今後の新型コロナウイルス感染症の影響や国の動向などを注視するには少なくとも1年は計画を延長せざるを得ないものとするため、変更案3でお願いします。

(委員)

私は自営業主で、新型コロナウイルス対策には大変苦労が絶えない。一日でもコロナ禍の前の生活に戻れることを望んでいる。計画を変更することが可能なのであれば、1年計画を延長していただければと考えるため、変更案3でお願いします。

(委員)

国保財政健全化計画は達成されていると考える。しかし、ここで税率改定を先送りしたとしても来年度に改定されることや国保財政健全化計画の先送りによって一般会計からの繰入金が続くことが考えられる。厳しい状況ではあるが、早期に赤字を解消するために健全な国保財政を運営していくことや将来的なことを考

えると税率改定はやむなしと考えるため、変更案1でお願いします。

(委員)

私は歯科医師として、新型コロナウイルス感染症の飛沫感染が不安な中で歯周病検診を行っている。歯周病が重症化すると、生活習慣病や糖尿病になる確率が高くなる。糖尿病になった場合、国民健康保険の被保険者が負担する医療費及び市が負担する医療費が多くなり、国民健康保険の被保険者が負担する国保税もその分増えてしまう。国や東京都、市において、昨今は病気にかからない、又はかかっても早期治療をし、健康予防に係る事業を実施することが重要である。国民健康保険も医療保険の一つであり何かあった時に備え、安心して医療を受けられることが大切だが、病気にかからないことが何よりも大切である。そのためには、一般会計の衛生部門で実施している予防事業をもっと市が行うべきである。今回の国保財政健全化計画については、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、赤字を解消することは困難な状況にあり、国民健康保険の被保険者の年齢が高いこともあり、医療費を削減することが困難であることも理解するが、必要な医療を受けるにはやむを得ないと考える。今後、市が市民全員の予防事業に力を注いでいただきたいことから、変更案1でお願いします。

(委員)

国保財政健全化計画の進捗状況を考慮して、今後の繰入金の金額を見直す必要があると認識している。現在の国保財政健全化計画の進捗状況については国民健康保険の被保険者の努力によるものと感じている。国民健康保険の被保険者は低所得者や年金生活者が多いと認識しているが、必要な医療を受けるために見合った保険税を負担する必要があると認識している。社会保険側からの意見だが、社会保険には減免制度がなく猶予制度しかないため、医療費の増減に応じた保険料を支払っていただいている。市が一般会計からの繰入金の削減を見送ることは、一般会計で行っている他の事業に影響が出るのではないかと考える必要があり、社会保険の被保険者である市民からすると不公平感が拭えないと考える。よって、変更案1でお願いします。

(委員)

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の申請状況を見ると幅広い世帯が申請しており、できるだけ計画変更により国民健康保険の被保険者への影響を少なくする必要がある。昨今の経済状況を見てもさらに悪化する懸念があり、市内の新型コロナウイルス感染症の感染者も増えていることを考えると、税率改定を見送ることが妥当であると考え、変更案3でお願いします。

(委員)

昨年から新型コロナウイルス感染症の影響により社会情勢が悪化している。令和2年度の改定の際に、「しかるべき時がきた際には、国保財政健全化計画を見直すこととする」ことをこの国保運営協議会で話し合った。以上のことから変更案3でお願いします。ただし、市にはより一層の医療費の適正化や国民健康保険税の収納率の向上を図っていただき、少しでも一般会計からの赤字繰出金を削減いただきたい。また、他の委員から変更案1に関して貴重な意見をいただき非常に勉強になった。

(委員)

国保財政健全化計画に沿って順調に一般会計からの繰入金の削減を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症の流行で状況が変化し、個人の負担を減らすことがやむを得ないことであると考え、変更案3でお願いします。ただし、今回税率を改定しないことはやむを得ないことと認識するが、せっかく国保財政健全化計画を作成したのだから、今回限りのみの措置であるとするべきである。

(会長)

変更案3が一番多く、解消終期年度が1年先送りになるため変更案1の意見もあった。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、令和4年度の一般会計からの繰入金の削減について、また先送りにすることはしないことを確約とし、令和3年度からの計画は解消終期年度を先送りするというので、計画変更案については、変更案3でよろしいか。

(委員)

令和4年度の計画において、解消終期年度を先送りはしないことを確約することは現在できないことだと思うがいかがか。

(会長)

令和4年度の計画において、解消終期年度を原則先送りはしないと心得てほしいということである。

(委員)

国保健全化計画の策定時はそのまま計画を実行していくとしていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行は非常事態であり、社会状況を考えやむを得ず計画を先送りにすることとしているのであり、本来は計画に沿って進めていくことと認識している。

(委員)

心得てほしいとはどういう捉え方をすればよいのか。

(会長)

新型コロナウイルス感染症の収束、経済状況や国民健康保険被保険者の所得状況などを注視し、令和4年度以降の計画においても協議をしていくので御理解いただきたいということである。

(委員)

了解した。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは、国保財政健全化計画については変更案3とする。次回は、本協議会としての答申案を審議する。

それでは、議題については以上である。

次回の会議についてだが、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、書面会議とすることも考えられるが、書面会議とすることに御意見を頂戴したい。

(委員)

可能な限り書面会議ではなく対面での会議を開催していただきたいが、状況により書面となるのは致し方ない。

(委員)

今回の会議で変更案が決定されたので、改めて対面での会議を開催する必要はないと考える。

(委員)

他の会議は書面会議になっているところもある。医師なども多いので対面での会議でなくてもよいと考える。

(委員)

次回の会議は、答申案を確認する会議ということならば議論が必要だと思うがいかがか。

(会長)

答申案の中身を審議することを書面会議にするということである。対面で配布された資料に対して協議するのではなく、書面を見て意見を提言するということである。

(委員)

委員と事務局間で一対一での会議が書面でできるという認識でよいか。

(会長)

そのとおりである。変更案3で決定したので、次回は案の中に何を盛り込むかを書面会議で決めていただく。今回は国民健康保険税率等ではなく、計画についての諮問であるため、計画は先送りにすると答申ができるが、先送りすることに関して追加で条件を付けるかどうか書面会議にて行うので御承知いただきたい。

| | |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) それでは、次回の会議については書面開催とする。事務局から答申案が送付された際には、各委員内容を確認し、意見があれば事務局に連絡するようお願いする。頂戴した意見を踏まえ、本協議会としての答申を決定し、字句・数字その他の修正がある場合は会長に一任いただく。これに異議があるか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) それでは、後日答申を確定し市長に提出する。</p> <p>その他 (保険年金課長) 次回の会議は、書面会議となったため、答申案についてはできるだけ早急に送付するので確認し意見があれば1月28日(木)正午までに事務局に提出いただくようお願いする。また、本日配布した資料6及び資料7については本日の配布をもって報告に代えさせていただく。意見、質問等があれば、保険年金課医療費適正化係に申し出るようお願いする。</p> <p>(会長) それでは、次回の会議の開催については、事務局から説明があったとおりである。</p> <p>これにて、令和2年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 会議の公開・ 非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由() | 傍聴者： <u>2</u> 人 |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|

| | |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議録の開示・ 非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：) |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

| | |
|-------|-------------------|
| 庶務担当課 | 市民部 保険年金課(内線：132) |
|-------|-------------------|

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 _____

被保険者代表委員 _____

保険医等代表委員 _____

公益代表委員 _____